

令和5年10月
警察庁

インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和5年8月2日から同年8月15日までの間、インターネット・ホットラインセンターの運用指針である「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見の募集を行ったところ、10件の意見をいただきました。

いただいた意見について、ホットライン運用ガイドライン検討協議会において協議した結果、「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に関するものと認めた意見及びこれに対する考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 意見を募集したガイドライン改定案の題名
ホットライン運用ガイドライン
- 2 ガイドライン改定案を公示した日
令和5年8月2日
- 3 公表する意見及びこれに対する考え方（別紙のとおり）
公表する意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（意見の全文については、警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
なお、今回の「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見以外の意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
- 4 意見の総数及びその内訳
意見の総数 10件
（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	10件
電子メール	0件
郵送	0件

インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見及びこれに対する考え方について

1 1 件目の意見

(1) 意見内容

「ホットライン運用ガイドライン（案）」に係る本文21ページに記載の「匿名性の高い通信手段を利用して人を募集する投稿など」について、「投稿等」とすべき。

(2) 考え方

現行の「ホットライン運用ガイドライン」に記載の表現内容との整合性を踏まえ、意見のとおり、記載内容を変更します。

2 2 件目の意見

(1) 意見内容

「ホットライン運用ガイドライン」に記載する条文として、「職業安定法第63条第1項第2号」、「児童福祉法同法第34条1項第6号（罰則 同法第60条）」、「労働基準法第56条（罰則 同法第118条第1項）、同法第57条から第59条（罰則 同法第120条第1項）、同法第61条及び第62条（罰則 同法第119条第1項）」についても記載すべき。

(2) 考え方

意見内容にある各法律の条文については、ガイドラインに記載の違法情報又は対象有害情報該当性の判断基準の要素とすることが適当ではないことから、ガイドラインに記載することは要しないと考えます。